

障害児入所施設（医療型）

【給付費に係る変更】

届出期限	加算単位数が 増加 する 変更	① 下記②以外の加算等	区分を上げる	算定月の前月の15日＊ (例)6/1から加算を算定希望 → 5/15までに届出
		② 福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 を、年度の途中で		新たに算定する
	加算単位数が 減少 する 変更	すべて		事実発生後、すみやかに届出 加算等の要件を満たさなくなった場合、 届出の時期に関わらず、事実発生日から、 従前の加算区分による請求はできなくなります。

*** 上記の「15日」「末日」が閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日が届出期限となります。
(届出期限を過ぎてから届出書が到達した場合には、翌月以降からの算定となります。)**

【必須書類】	様式第5-2号（体制等届出書） 別紙1（体制等状況一覧表（該当サービス部分））
---------------	--

加算等項目	添付書類	備考
強度行動障害児特別支援加算	上記の 【必須書類】 別紙41-2 別紙2 勤務体制一覧表 研修修了証の写し	・研修修了証の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
心理担当職員配置加算	上記の 【必須書類】 別紙32 別紙2 勤務体制一覧表	
ソーシャルワーカー配置加算	上記の 【必須書類】 別紙2 勤務形態一覧表 ※ 別紙60 社会福祉士の登録証の写し 又は 実務経験証明書	※職種欄に「SW」と記載してください
自活訓練加算（Ⅰ・Ⅱ）	上記の 【必須書類】 別紙42 居宅生活移行計画	・個人生活指導、社会生活指導、職場生活指導、余暇の利用指導について180日間の居宅生活移行計画を作成する
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ・Ⅱ）	上記の 【必須書類】 別紙6-1 別紙2 勤務形態一覧表 資格証の写し	・対象職種：児童指導員、指定発達支援医療機関の職員 ・資格証の写しについては、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	上記の 【必須書類】 別紙6-1 別紙2 勤務形態一覧表 別紙7 福祉専門職員実務経験証明書	・対象職種：児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員 ・別紙7は「勤続3年以上の常勤職員が30%以上」の要件を用いる場合のみ提出
保育職員加配加算	上記の 【必須書類】 別紙53 別紙2 勤務形態一覧表 児童指導員又は保育士であることを証する書類	・対象職種：児童指導員、保育士 ・児童指導員又は保育士であることを証する書類については、基準人員及び加算の対象となる従業員全員分を提出
小規模グループケア加算	上記の 【必須書類】 別紙34 別紙2 勤務体制一覧表 平面図	
福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	上記の 【必須書類】 別紙様式2-1 障害福祉サービス等処遇改善計画書 別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表） 別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）※ 別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）※ 別紙様式2-5 障害福祉サービス等処遇改善計画書（特定加算における職員分の変更特例）※ 別紙様式4 変更に係る届出書 ※ 別紙様式5 特別な事情に係る届出書 ※	・※印については該当する場合に提出。詳細はホームページを参照。
利用定員超過による減算	上記の 【必須書類】	※届出の前に事前相談

障害児入所施設（医療型）